

公会計改革推進プログラム申込規定

1. 適用範囲

早稲田大学総合研究機構パブリックサービス研究所（以下、「PSRI」という）が、株式会社パブリックファイナンス研究所（以下、「当社」という）に運営を委託して実施する公会計改革推進プログラム（以下、「本プログラム」という）へのお申し込みは、本規定により取り扱います。

2. 契約の成立

参加会員は、所定の申込書に所定事項を記入のうえ、本プログラムへの参加をお申し込みいただきます。当社は、電話、郵送、ファクシミリその他の通信手段によりお申し込みを受け付けます。お申し込みは契約の予約となります。契約（以下、「本契約」という）は、当社が契約の締結を承認し、次に定める本プログラムの参加料（以下、「会費」という）を受理した時に成立するものとします。会費は、お申し込み時から 60 日以内に全額をお支払いいただきます。

3. 会員種別

会員の種類は、正会員（地方公共団体）、法人賛助会員、個人賛助会員とします。

4. 会費

会費は、正会員並びに法人賛助会員が、年間 40 万円（税別）、個人賛助会員が年間 4 万円（税別）とします。参加会員は、当社所定の方法により、所定の期日までに当社に対して支払うものとします。

5. 返金等

本契約成立後、いかなる事由によっても契約の取り消し・解約等により返金を請求することはできません。本プログラムの開始日を過ぎてからお申し込みがなされた場合においても、原則として会費の減免はありません。また、参加会員の都合により、本プログラムの一部を利用されなくても、原則として払い戻しいたしません。ただし、当社の都合により、本プログラムの履行が不可能と認められるときには、参加会員は当社に本契約の取り消しを請求することができます。

6. 会費に含まれるもの

参加会員は、当社が運営する本プログラムのすべての研究機会（首長部会、研究部会、研究講座、会員総会、シンポジウム等）に参加できます。研究機会には、各正会員、法人賛助会員につき合計 3 名までご参加いただけます。また、参加会員には、公会計改革推進研究会の研究活動において取り組まれ提出される、調査・研究報告書類等の会議資料、News Letter が提供されます。

7. 首長部会への参加

正会員の首長は、公会計改革推進研究会の首長部会の委員として研究活動にご参加いただくことができます。

8. 著作権

本プログラムで使用する会議資料（調査・研究報告書類、研究内容が収録されたレジュメ、カセットテープ、ビデオテープ、CD-ROM等、文字・音声・画像情報のいずれかが記録されたすべての媒体）の著作権、商標権等の一切の権利は、すべて PSRI と正当な権利を有する第三者に帰属します。

9. 個人情報の取り扱い

個人情報とは、公会計改革推進プログラムを実施するうえで当社が参加会員から得られる個人の氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報で、このうちの一つまたは複数の組み合わせにより、個人を特定することのできる情報を指します。当社では、申込書及びその他書類にてご提供いただいた個人情報は、会議資料の発送、会員へのご連絡、当社並びに当社関連会社等のサービス・商品等のご案内等の目的に使用いたします。なお、個人情報を参加会員の同意なく第三者に開示することはいたしません。

10. 期間

本契約の期間は、契約締結日から年度末（3 月末日）までとします。ただし、上記の 8.及び 9.については、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

11. 解約

参加会員および当社は、相手方において次の各号に掲げる事由の一が生じたときは、何らの催促なくして直ちに本契約を解除することができます。

（1）資産、信用、営業、組織、体制に重大な変化が生じ、本プログラムへの参加或いは本契約に基づく義務の履行が不可能と認められるとき。

（2）相手方の信用を傷つけ、名誉を汚すような行為を行った場合。

12. その他

参加会員および当社は、各々の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の権利または義務を他に譲渡することはできません。本契約に関し疑義が生じた場合、参加会員および当社は、信義誠実の原則に従って協議するものといたします。万一、本契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。